

## 社会福祉法人月形福祉会 非常勤役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人月形福祉会の役員及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬（交通費を含む）を支払うことができる。ただし、職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬（交通費を含む）を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬（交通費を含む）を支払うことができる。ただし、職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

4 交通費の実費が、報酬の額を超える場合には、その実費とする。

5 役員一人あたりの各年度の総額は100,000円を超えない範囲で支給する。

但し、理事長は600,000円を超えない範囲とする、また月額に関して別表2とする

(役員等の勤務報酬等)

第4条 役員等が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬（交通費を含む）を支払うことができる。

2 交通費の実費が、報酬の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬（交通費を含む）を支払うことができる。なお、同日にあわせて監事業務を行った場合で

あっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬（交通費を含む）を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、報酬の額を超える場合には、その実費とする。

（評議員選任・解任委員の勤務報酬等）

第6条 評議員選任・解任委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬（交通費を含む）を支払うことができる。なお、同日にあわせて評議員選任・解任委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員選任・解任委員が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設に係る業務にあたった場合は、別表1により報酬（交通費を含む）を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、報酬の額を超える場合には、その実費とする。

（出張旅費）

第7条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人月形福祉会 旅費規定を適用することができる。

（兼務役員等）

第8条 施設の職員を兼務する役員等は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

（役員等の職務証跡）

第9条 役員等は、法人職務証跡資料として、出席簿の作成に協力するものとする。

（改正）

第10条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て評議員会で議決しなければならない。

付 則 この規程は、平成29年4月1日より適用する。

付 則 この規程は、平成30年4月1日より適用する。

付 則 この規程は、令和5年4月1日より適用する。

## 社会福祉法人月形福社会 常勤理事業務並びに報酬規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人月形福社会（以下「法人」という。）の常勤理事の業務並びに報酬に関する事項を定めることを目的とする。

### (常勤理事の定義及び業務)

第2条 この規程に基づく常勤理事とは、原則として常時、法人において経営のため職務する者とする。

### (常勤理事の報酬)

第3条 常勤理事に対しての報酬は、月額600,000円以下で法人が決定した額とする。なお、これ以外の報酬は発生しない。

2 前項の定めに係わらず、常勤理事が同時に法人と雇用契約を締結している場合、前項の報酬は支給しない（就業規則に基づく職員としての賃金を支給する）。

### (支給日)

第4条 常勤理事の報酬は、毎月25日に銀行振り込みとする。

### (常勤理事報酬支展会計区分)

第5条 常勤理事報酬は本部会計よりの支出とする。

### (社会保険等の加入)

第6条 加入の有無は社会保険法に従うものとする。

### (費用弁償との併給)

第7条 理事会、監査、その他の公的行事の出席には費用弁償は支給しない。

### (改正)

第8条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

## 附 則

この規程は、平成25年2月25日に制定され、平成25年4月1日から施行す

る。

この規程は、令和 5年3月28日に改定され、令和 5年4月1日から施行する。